

知財臨時支援(Web)窓口のご案内

無料

～ 特許・実用新案・意匠・商標など 知的財産権のご相談に!! ～
公益財団法人堺市産業振興センターでは、堺市内の中小企業等の皆様からの知財に関するご相談に対応するため、知財総合支援窓口から相談員を招いて「知財臨時支援窓口」を開設し、相談会を開催します。

ご相談

- ◎ 相談は **Web 会議 (Zoom)** を活用し、**随時受け付けます**。 職場や自宅からご相談いただけます。
- ・堺市内の中小企業者等(開業届出済の個人も可)の方が対象です。 ・相談時間は1時間程度です。
 - ・日時は応相談。事前にご予約ください。(希望日時に沿えない場合がございます。)

ほか、ご要望に応じて、対面(会場：堺市産業振興センター3階)、企業訪問での相談にも対応します。

○定期窓口でのご相談

開催月	開催日	予約受付	相談員	時間	方法
令和3年1月	22日(金)	開催日の 5日前まで	INPIT 大阪府知財 総合支援窓口 相談員	10:00~16:00 (1件60分、1日最大5件)	Web 会議 (Zoom) (対面をご希望の場合は 別途ご相談ください)
2月	26日(金)				
3月	26日(金)				

(注意)・堺市内の中小企業者等(開業届出済の個人も可)の方が対象です。・時間帯は希望に沿えない場合がございます。

知財総合支援窓口(大阪府)について

((独)工業所有権情報・研修館事業 大阪府知財総合支援窓口)

知財総合支援窓口は、中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決を図る支援を行っています。

<大阪府下で常設の知財総合支援窓口は2ヶ所>

- ・大阪市・梅田(大阪市北区梅田1丁目3-1 大阪駅前第一ビル 10F)、
- ・東大阪市・荒本(ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO))

どちらの窓口も事前予約制です。詳しくは、ホームページをご確認ください。

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/osaka/>

相談例

- ・特許・実用新案・意匠・商標等の権利取得をするには?
- ・他社からの権利侵害に対し、どう対応したら良いか?
- ・特許権等を経営に有効活用したい。
- ・新商品に付けるネーミングを考えた。この商品をブランド化して、今後の販路拡大に繋げるにはどうすれば良いか?
- ・自社の持つ特許権の使用申入れがあった。今後相手方と揉めないための契約等の対応方法は? など

お申込み

窓口でのご相談はメール若しくはFAXによる **事前予約が必要** です。
ホームページから「申請書」をダウンロードしていただき、
(右記QRコードからアクセス可)

必要事項をご記入の上、EメールもしくはFAXで、お送りください。 <https://www.sakai-ipc.jp/>



【お問合せ】

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5 3階

(南海高野線中百舌鳥駅、Osaka Metro 御堂筋線なかもず駅より約300M)

TEL 072-255-6700 FAX 072-255-1185

URL <https://www.sakai-ipc.jp/>

E-mail keiei_shien@sakai-ipc.jp

